

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関を指定した件 三九
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称を変更した旨届出があった件 四〇
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四〇
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 四〇
- 生活保護法による指定介護機関を更した旨届出があった件 四〇
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 四一
- 生活保護法による指定介護機関を休止した旨届出があった件 四一
- 公金の収納の事務を委託した件 四一
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件九件 四二
- 県営土地改良事業計画を定めた件 四四
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四四

告 示

福島県告示第三百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む)により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
--------	---------	--------	----------------	-------	---------

介護サポートセンター	南会津郡南会津町松戸	株式会社館岩工務所	同 南会津郡南会津町松戸原	平成二十一年五月八日	福祉用具貸与
デイサービスセンター	会津若松市一箕町鶴賀字船ヶ森東五三五一	特定医療法人明智会	福島県会津若松市一箕町鶴賀字林三九一	平成二十一年四月一日	認知症対応型通所介護
丸光産業株式会社丸光ケアサービス森宿	須賀川市森宿字狐石一七七一	丸光産業株式会社	東京都台東区東上野三一一五六	平成二十一年六月一日	訪問介護
ひので薬局	喜多方市字永久七七一五一	有限会社エムアンドアイ	埼玉県久喜市中央一一一五四	平成二十一年二月二四日	居宅療養管理指導
居宅介護支援事業所なごみ	二本松市針道字櫛町二九一一	株式会社コスモメディカル東和	福島県二本松市針道字蔵下一一〇一一	平成二十一年五月一日	居宅介護支援事業
居宅介護支援事業所ハイジ	伊達市保原町宮下六七一三	有限会社地域サポート研究所	同 県伊達郡桑折町伊達崎字道林一三	同	同
訪問リハビリテーションセンター	同 市保原町大泉字小作逢一五一	医療法人秀公会	同 県福島市大森字柳下一六一	平成二十一年四月一日	訪問リハビリテーション

さくら	原二三	二三三	二三三	護予防福 社用具貧 与特定 福祉用具 販売特 定介護予 防福祉用 具販売
合同会社あ ったかI, Z ケアステー ションつば み	河沼郡会津 坂下町字館 ノ内甲二五 一二笠井ア パート新二 号	合同会社あ ったかI, Z	同 県河沼郡会 津坂下町字館ノ 内甲二五一二笠 井アパート新二 号	平成二二年 五月一日 訪問介護 介護予 防訪問介 護

(社会福祉課)

福島県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
二本松市社会福祉協議会居宅介護支援事業所いわしろ	二本松市社会福祉協議会居宅介護支援事業所いわしろ・とうわ	二本松市上長折字行部内二二六	二本松市上長折字行部内二二六	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	福島県二本松市若宮二一六九
二本松市社会福祉協議会ヘルパ	二本松市社会福祉協議会ヘルパ	同 市上長折字行部内四三	同 市上長折字行部内四三	同 会	同

イステーション いわしろ	イステーション いわしろ・とう わ	浅川町在宅介護 支援センター居 宅介護支援事業 所	さぎそう居宅介 護支援事業所	石川郡浅川町浅 川字背戸谷地一 七七一六	社会福祉 法人石川 福祉会	同 県石川郡石 川町字下泉二二 九
-----------------	-------------------------	------------------------------------	-------------------	----------------------------	---------------------	-------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
福島赤十字指定居宅介護支援事業所	福島市春日町二四一四	福島市入江町八九一	日本赤十字社福島県支部	福島県福島市永井川字北原田一七
二本松市社会福祉協議会入浴ステーションにほんまつ	二本松市若宮二一六九	二本松市油井字濡石一一二	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	同 県二本松市若宮二一六九

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと

される生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前	変更後	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
福島市東部地域包括支援センター	福島市第三・東部地域包括支援センター	福島市山字七口一三―一	福島市春日町一四―一四	社会福祉法人創世福祉事業団	福島県福島市旭町九―七	
二本松市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 ほんまつ	二本松市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 ほんまつ・あだち	二本松市若宮二―六九	二本松市油井字濡石一―二	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	同 県二本松市若宮二―六九	
二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションほんまつ	二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションほんまつ・あだち	同	同	同	同	

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
北塩原地域包括支援センター	耶麻郡北塩原村大塩字堀田山八五―一八―九三	社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会	福島県耶麻郡北塩原村大塩字堀田山八五―一八―九三	平成二十二年三月三十一日	地域包括支援センター

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会	耶麻郡北塩原村大塩字堀田山八五―一八―九三	社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会	福島県耶麻郡北塩原村大塩字堀田山八五―一八―九三	平成二十二年五月一日	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防 訪問介護 介護 予防通所介護

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
次に掲げる手数料の収納の事務
 - 1 保育士登録申請手数料
 - 2 保育士登録証書換え交付手数料
 - 3 保育士登録証再交付手数料
- 二 受託者の名称及び所在地
社会福祉法人日本保育協会
東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(子育て支援課)

福島県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年六月十六日から同年十月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
MOLTI 郡山市駅前二丁目十一番一号
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
 - 三 変更した年月日
平成二十一年四月一日
 - 四 届出年月日
平成二十一年六月二日
 - 五 届出をした者
郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者（別紙書面のとおり）
- （「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり

課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
蓬萊ショッピングセンター 福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー会津若松神指店 会津若松市神指町四合字幕内南六百三十二番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー矢野目店 福島市南矢野目高畑二十一番地十一
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー郡山安積店 郡山市笹川二丁目六番一号ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン郡山ショッピングセンター 郡山市松木町五十三番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ福島大森店 福島市大森字城ノ内二十七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
日和田モール 郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ西郷ショッピングセンター
西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングセンター 相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか
 - 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 福島県知事 佐藤 雄 平
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、久保谷地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成二十一年六月十七日から
同 年七月六日まで (二十日間)
 - 三 縦覧の場所
双葉郡双葉町役場
- (農村計画課)

福島県告示第四百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、駒形第一地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年六月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成二十一年六月十七日から
同 年七月六日まで (二十日間)
 - 三 縦覧の場所
喜多方市役所
- (農村計画課)